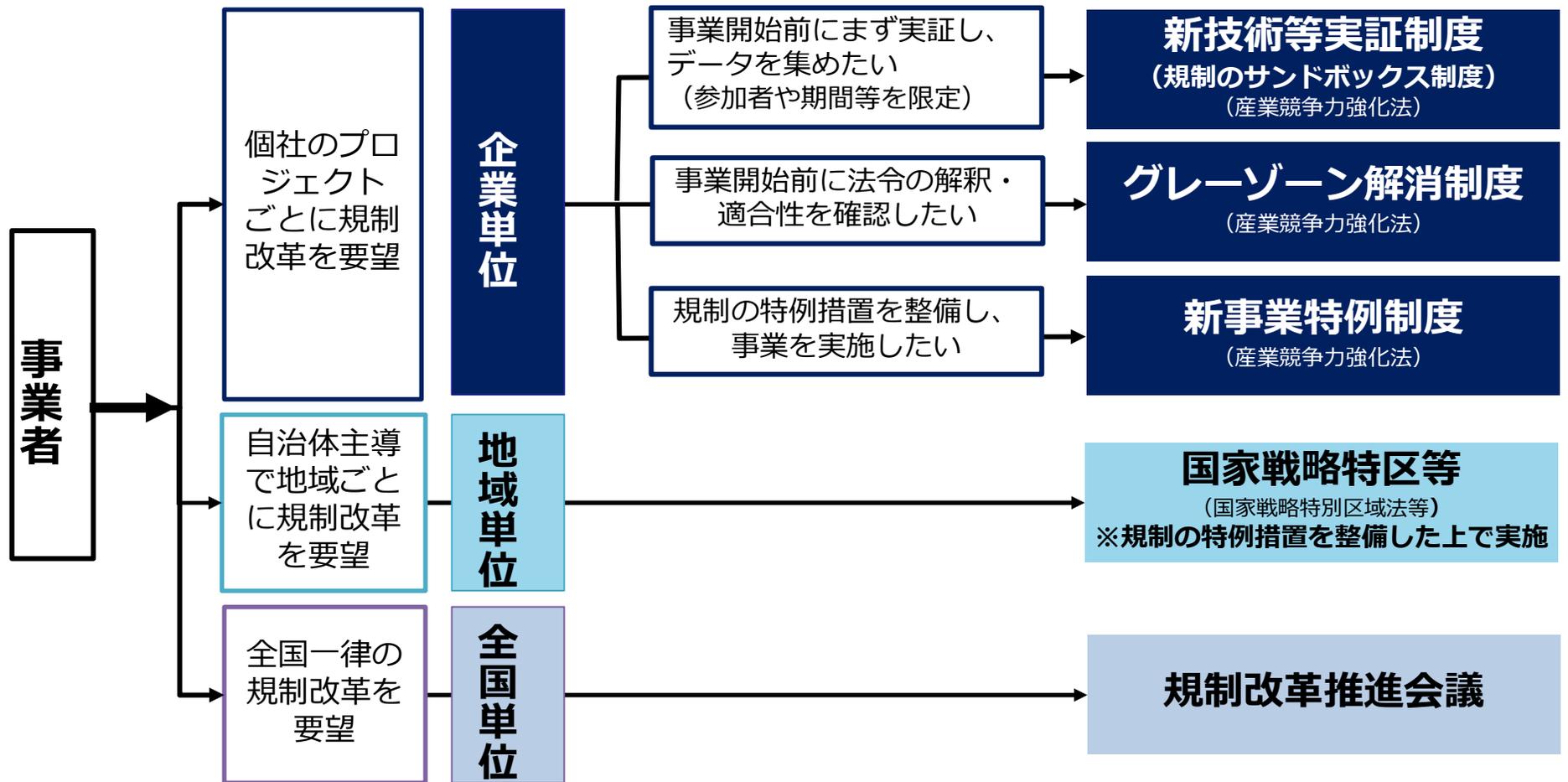


# スタートアップにおける 規制に関する課題と対応

2022年4月  
経済産業省

# 政府の規制改革：「三層構造」の取組による規制改革の推進

- 「規制改革」の推進は、持続的な経済成長の実現に向けた重要な政策課題。
- 政府では、規制のサンドボックス、新事業特例制度、グレーゾーン解消制度による「企業単位」、国家戦略特区など特区制度による「地域単位」、規制改革推進会議による検討を通じた「全国単位」の三層構造の仕組みを活用し、規制改革を推進。



※ 規制のサンドボックス等について内閣官房に一元的窓口「**新技術等社会実装推進チーム**」を設置

# スタートアップの新市場創出のためのタスクフォースの創設

- 新市場の創出においてスタートアップは重要な担い手。新たな事業に挑戦するスタートアップにとって、既存の規制への対応は重要な課題。しかし、企業単位で規制を乗り越えるための支援制度があっても、経営資源に限りがあるスタートアップにとってはハードルが高く、活用に至らないことも多かった。
- こうした状況を踏まえ、自ら規制改革に取り組むスタートアップの新市場創出を法律面から支援するためのタスクフォースを創設。 規制に係る関係法令の特定を行い、各種支援制度の活用を支援。

## 【スタートアップ新市場創出タスクフォース】（第一線の専門の弁護士が支援）

- スタートアップ支援を専門とする中堅・若手弁護士を経済産業省がタスクフォースメンバーとして任命。
- スタートアップから新規事業に関する相談を受け、障害となる規制法令を特定し、法律上の論点整理を行い、「企業単位の支援制度※」の活用につなげる。
  - ※ 規制のサンドボックス制度・グレーゾーン解消制度・新事業特例制度
- 定期的に案件レビューを行い、その蓄積を通じて 規制改革提案につなげる。



連携

## 【サポートコミュニティ】 (幅広い有志による支援ネットワーク)

- スタートアップによる新市場創出のための規制改革や新しいルール作りを志向するオープンなコミュニティを形成。
- 交流イベント、調査事業、インターンシップ等人材育成事業、メディア発信。

# 「スタートアップ新市場創出タスクフォース」 構成員

顧問	武井 一浩	西村あさひ法律事務所 弁護士	
顧問	増島 雅和	森・濱田松本法律事務所 弁護士	
	雨宮 美季	AZX総合法律事務所 弁護士	
	大段 徹次	一般社団法人Legal Initiative for Startups 弁護士	
	小笠原 匡隆	法律事務所ZeLo・外国法共同事業 弁護士	
	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士	
	金山 藍子	三浦法律事務所 弁護士	
	河合 健	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士	
	殿村 桂司	長島・大野・常松法律事務所 弁護士	
	藤井 康次郎	西村あさひ法律事務所 弁護士	
	堀 天子	森・濱田松本法律事務所 弁護士	

# スタートアップの相談の流れ

【事業所管省庁との相談】

【規制所管省庁との調整】

【事業化】

## 規制・制度の特定ができていない/不十分なスタートアップの場合

### スタートアップ新市場創出タスクフォース

- ・新事業活動の内容把握、規制に係る関係法令の特定
- ・業法抵触リスク等や利用可能な規制改革ツールを提案

## 規制改革に向けた法令等が特定できているスタートアップの場合

- グレーゾーン解消制度 → 事業所管省庁(経済産業省等)
- 新事業特例制度 → 事業所管省庁(経済産業省等)
- 規制のサンドボックス制度  
→内閣官房の一元的窓口「**新技術等社会実装推進チーム**」

## 地域単位や全国単位の規制改正要望を持つスタートアップの場合

- 国家戦略特区等
- 規制改革推進会議

## 規制改革と関連しないリーガル面の課題を有するスタートアップ

取引先や出資先との法的な調整、社内における法的な調整等

### 経済産業省

制度の説明や、内容の確認など、申請書作成のためのサポート。

担当が、省内原課及び省内弁護士と連携しつつ、個別案件に伴走支援。

### 経済産業省/ 規制所管省庁

サンドボックス実証計画の認定、グレーゾーンの照会に関する回答、規制の特例措置の要望に対する回答・規制の特例措置の適用を受けるための計画認定に向けた調整。

内閣府地方創生推進事務局、  
内閣府規制改革推進室

### 中小企業基盤整備機構

ベンチャーリポート / リーガルサポートチーム  
個別相談対応を実施

規制の  
明確化や  
規制見直し  
による事業  
化を通じた  
新市場の  
創出

## (参考) スタートアップが規制改革・新市場創出を実現した事例： 電動キックボード

- 電動キックボードは、「原動機付自転車」(道路運送車両法、道路交通法)に該当。  
①30km/h以下 ②車道のみ走行可 ③ヘルメットの着用義務あり ④要運転免許 等  
⇒ これらに適合しない車両の利用は法令に違反。

### サンドボックス実証

- Luup及びmobby rideがサンドボックスの計画認定を受けて、大学構内の一部を非公道と整理して、電動キックボードを走らせる実証を実施【2019年12月～2020年4月】

### 規制の特例措置創設

- 実証終了後「新事業特例制度」を活用して**新たな規制の特例措置を創設**。

特例第1弾(2020年9月～)  
・最高時速20km以下に制限  
・**普通自転車専用通行帯走行可**

特例第2弾(2021年4月～)  
・最高時速15km以下に制限  
・**普通自転車専用通行帯、自転車道走行可**  
・**ヘルメット着用は任意 等**



- 電動キックボードのシェアリングサービスを提供する事業者が、規制の特例措置の適用を受けて公道で事業実施中。【2020年10月～】

### 道路交通法改正

- 2022年の改正道路交通法において、電動キックボードなどの公道での走行について最高速度等に応じた新たな車両区分として「特定小型電動機付自転車」が創設。

